

【資料1】スポーツ教室等の実施状況

(1) 教室実施状況

① スポーツ教室

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
卓球 (月曜日)	一般	348	3	10 10 5	R4.4～R4.7 R4.9～R4.12 R5.1～R5.2	外部指導者	3,050 3,050 1,525
テニス PM (火曜日)	一般	304	3	10 10 5	R4.4～R4.6 R4.8～R4.11 R5.1～R5.2	外部指導者	3,050 3,050 1,525
産体 フィットネス (火曜日)	一般	146	2	10 5	R4.9～R4.11 R5.1～R5.2	外部指導者	3,050 1,525
ジュニア空手 (火曜日)	小学生	208	3	10 10 5	R4.4～R4.6 R4.9～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員 外部指導者	2,030 2,030 1,015
テニス AM (水曜日)	一般	341	3	10 10 5	R4.4～R4.6 R4.9～R4.12 R5.1～R5.3	外部指導者	3,050 3,050 1,525
テニス PM (水曜日)	一般	301	3	10 9 5	R4.4～R4.7 R4.9～R4.12 R5.1～R5.3	外部指導者	3,050 2,745 1,525
卓球 (水曜日)	一般	666	3	10 10 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.3	外部指導者	3,050 3,050 1,525
ジュニア体操 (水曜日)	小学生	155	3	10 10 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.3	施設職員	2,030 2,030 1,015
卓球 (木曜日)	一般	522	3	10 10 5	R4.4～R4.7 R4.9～R4.12 R5.1～R5.2	外部指導者	3,050 3,050 1,525
産体 フィットネス (木曜日)	一般	506	3	10 10 5	R4.4～R4.7 R4.9～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	3,050 3,050 1,525

テニス PM (木曜日)	一般	314	3	10 10 5	R4. 4～R4. 7 R4. 9～R4. 12 R5. 1～R5. 2	外部指導者	3, 050 3, 050 1, 525
いきいき健康 (I・II期木曜日、III期火曜日)	一般 60歳以上	277	3	10 10 5	R4. 4～R4. 6 R4. 9～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員	3, 050 3, 050 1, 525
ジュニア 新体操 (木曜日)	小学生	307	3	10 10 5	R4. 4～R4. 7 R4. 9～R4. 12 R5. 1～R5. 2	外部指導者	2, 030 2, 030 1, 015
エアロビクス (金曜日)	一般	291	3	10 10 5	R4. 4～R4. 7 R4. 9～R4. 12 R5. 1～R5. 2	外部指導者	3, 050 3, 050 1, 525
バドミントン (金曜日)	一般	140	3	10	R4. 4～R4. 7	外部指導者	3, 050

② 水泳教室

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
一般 (月曜日)	一般	397	3	15 15 5	R4. 4～R4. 7 R4. 8～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員	12, 975 12, 975 4, 325
小学生 (月曜日) (III期から中級)	小学生	468	3	15 15 5	R4. 4～R4. 7 R4. 8～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員 外部指導者	7, 635 7, 635 2, 545
小中学生 (月曜日) (III期から上級)	小中 学生	163	3	15 15 5	R4. 4～R4. 7 R4. 8～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員	7, 635 7, 635 2, 545
アクア エクササイズ (火曜日)	一般	241	3	15 15 5	R4. 4～R4. 8 R4. 8～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員	12, 975 12, 975 4, 325
小学生 (火曜日) (III期から初級)	小学生	377	3	15 15 5	R4. 4～R4. 7 R4. 8～R4. 12 R5. 1～R5. 2	施設職員	7, 635 7, 635 2, 545

一般(夜) (木曜日)	一般	347	3	15 15 5	R4.4～R4.8 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	12,975 12,975 4,325
小学生 (木曜日) (Ⅲ期から中級)	小学生	431	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	7,635 7,635 2,545
一般(AM) (金曜日)	一般	273	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	12,975 12,975 4,325
一般(PM) (金曜日)	一般	184	3	15 15 5	R4.4～R4.8 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	12,975 12,975 4,325
一般(夜) (金曜日)	一般	177	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	12,975 12,975 4,325
小学生 (金曜日) (Ⅲ期から初級)	小学生	464	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	7,635 7,635 2,545
小学生① (土曜日) (Ⅲ期から初級)	小学生	432	1	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	7,635 7,635 2,545
小中学生① (土曜日) (Ⅲ期から小学生 中級)	小中 学生	422	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	7,635 7,635 2,545
小中学生② (土曜日) (Ⅲ期から上級)	小中 学生	92	3	15 15 5	R4.4～R4.7 R4.8～R4.12 R5.1～R5.2	施設職員	7,635 7,635 2,545
ワンコイン	小学生 から 一般、 障がい 者	4	2	随時	R4.7、R4.10	施設職員	30分 500円

③ 水球教室

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	月額 参加料 (円)
水球教室 (土曜日)	小中学生	417	1	33	R4. 4～R4. 8 R4. 10～R5. 3	施設職員	1, 520

④ 障がい者水泳教室

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
障がい者 水泳教室 (金曜日)	障がい者	116	1	16	R4. 6 R4. 7 R4. 10～ R5. 3	施設職員 外部指導者	無料

(2) イベント実施状況

① イベント名：花ショウブ展示会

目的：展示会を実施することにより、幅広い年齢層に興味を持つてもらう。

実施内容：6月に見ごろを迎える花ショウブの展示

開催日：令和4年6月25、26日 参加者数：160人

② イベント名：TORITAI ワークショップ

目的：ドライフラワーを用いて花雑貨を作成することにより、幅広い年齢層に興味を持つてもらう。

実施内容：ドライフラワーを使ったオリジナルの花雑貨を作るワークショップ

開催日：令和4年12月26日 参加者数：17人

③ イベント名：館長杯争奪卓球大会

目的：当館教室参加者の親睦及び力試しの場の提供。

実施内容：教室参加者を主に対象としたレベルに応じた卓球大会

開催日：令和4年7月14日 参加者数：17人

④ イベント名：ボクササイズ＆フィットネス体験

目的：ボクササイズとフィットネスを体験することにより、心身のリフレッシュを図る。

実施内容：外部指導者によるボクササイズとフィットネスの体験会

開催日：令和4年7月16日 参加者数：22人

⑤ イベント名：卓球交流会及び講習会

目的：外部指導者による卓球講習会を行い、技術向上を図る。実戦形式を行い、

親睦を深める。

実施内容：卓球講習会及び実戦形式による交流会

開催日：令和4年12月22日 参加者数：42人

令和5年1月18日 参加者数：48人

令和5年3月16日 参加者数：39人

⑥ イベント名：コア&アジャリティ・リズムトレーニング

目的：コア（体幹）&アジャリティ（俊敏性）・リズムトレーニングを体験すること
により、心身のリフレッシュを図る。

実施内容：コア（体幹）&アジャリティ（俊敏性）・リズムトレーニング体験会

開催日：令和4年12月25日 参加者数：60人

⑦ イベント名：ローソンカップ小学生さわやか卓球大会

目的：県内から全国で活躍する選手を生み出す

実施内容：リーグ戦及び決勝トーナメント

開催日：令和4年12月27日 参加者数：61人

○鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金

令和元年9月27日
鳥取県告示第263号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。)第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第179号(鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区分		単位	金額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館 全面1時間につき 810円
			3分の2面1時間につき 400円
			3分の1面1時間につき 200円
		小体育館 全面1時間につき 200円	
		控室 1室1時間につき 150円	
	入場料等を徴収するとき。	大体育館 全面1時間につき 1,620円	
		小体育館 全面1時間につき 300円	
		控室 1室1時間につき 250円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館 全面1時間につき 28,510円
			小体育館 全面1時間につき 7,120円
			控室 1室1時間につき 300円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館 全面1時間につき 40,740円
			小体育館 全面1時間につき 10,180円
			控室 1室1時間につき 500円
2階ロビー		1時間につき	100円
一般利用	一般	1人1回につき	70円

(2) プール利用料

区分		金額	
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒 温水 1人1回につき 350円
			冷水 1人1回につき 250円
			児童又は中学校の生徒(午後6時以降の利用) 温水 1人1回につき 250円
			冷水 1人1回につき 150円
			高等学校の生徒 又は学生 温水 1人1回につき 560円
			冷水 1人1回につき 400円
			高等学校の生徒 又は学生(午後6時以降の利用) 温水 1人1回につき 400円
			冷水 1人1回につき 250円
		一般	温水 1人1回につき 710円
			冷水 1人1回につき 500円

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金

	一般(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき 500円	
		冷水	1人1回につき 300円	
回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき 3,560円	
		冷水	回数券11枚につき 2,540円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	回数券11枚につき 5,600円	
		冷水	回数券11枚につき 4,070円	
	一般	温水	回数券11枚につき 7,120円	
		冷水	回数券11枚につき 5,090円	
1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 2,440円	
		冷水	1人につき 1,680円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき 3,970円	
		冷水	1人につき 2,750円	
	一般	温水	1人につき 5,040円	
		冷水	1人につき 3,410円	
3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 6,820円	
		冷水	1人につき 4,880円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき 11,200円	
		冷水	1人につき 7,740円	
	一般	温水	1人につき 14,150円	
		冷水	1人につき 9,770円	
6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき 12,220円	
		冷水	1人につき 10,180円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	1人につき 19,550円	
		冷水	1人につき 16,600円	
	一般	温水	1人につき 24,850円	
		冷水	1人につき 20,980円	
鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券により利用する場合	一般	通年	1人につき 5,090円	
団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき 250円	
		冷水	1人1回につき 200円	
	高等学校の生徒 又は学生	温水	1人1回につき 450円	
		冷水	1人1回につき 300円	
	一般	温水	1人1回につき 560円	
		冷水	1人1回につき 400円	
専用利用(コース)		温水	1コース1時間につき 3,710円	
		冷水	1コース1時間につき 2,590円	
専用利用(小プール(全面))		温水	1時間につき 3,560円	
		冷水	1時間につき 2,540円	

専用利用(小プール(1／2面))	温水	1時間につき 1,780円
	冷水	1時間につき 1,270円
研修室		1時間につき 300円

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
大体育館	11,000円	9,570円
小体育館	1,830円	1,220円
控室	200円	100円
研修室	60円	60円

エ 電灯利用料

(ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30円

(イ) 小体育館

照度	金額(1時間につき)
50%	60円
75%	100円
100%	130円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 2 控室を大会等により大体育馆又は小体育馆と併せて使用するときは、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 3 大体育馆、小体育馆又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育馆又は小体育馆を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる電灯数又は照度を超える照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区分		電灯数又は照度
大体育馆	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育馆	全面使用	25%

- 5 大体育馆又は小体育馆を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
 - 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育馆トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
 - 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
 - 8 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。
- 2 承認年月日等
- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
 - (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日
- 附 則(令和3年告示第122号)
- この告示は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県立鳥取産業体育館の利用料減免基準

	減 免 事 由	減免率
一 施設利用料		
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これにて該当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、その他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のため利用するとき。（県内のものに限る。）	10/10	
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）が利用するとき。		
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）が利用するとき。		
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。		
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。		
(5) 教育に関する活動を行う団体であつて知事が定める基準に該当するものが利用するとき。		
ア 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）		
イ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）		
ウ 高等学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。（県内のものに限る。）		
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。（県内のものに限る。）		
(1) 全県の児童・生徒を対象にする場合	10/10	
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合	1/2	
3 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講習会、講習会、展示会等のために利用するとき。	1/3	
(1) 県内の郡市以上に区域を地区とする商工団体が産業振興のため見本市、展示会等に利用するとき。		
(2) 県内の郡市以上に区域を地区とする団体が産業の振興を図るために行う行事等に利用するとき。((1)を除く。)		
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他一定基準に該当する心身に障がいを有する者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき。		
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10	
(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10	
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10	
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者が一般利用するとき。	10/10	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が決めた者（知的障がい、病弱等に伴つて情緒障がいを有する者）として判定し、証明書を交付した者	10/10	
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10	
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴つて情緒障がいを有する者）	10/10	
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10	
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10	
(7) 上記（1）～（6）の介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が専用利用するとき。	10/10	
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が専用利用する場合	10/10	
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合は	10/10	

資料3

イ 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合		1/2 10/10												
5 幼児、児童、生徒又は学生が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。		10/10												
6 が利用者の身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする(幼児及び児童は除く。)		10/10												
6 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用(利用しようとすると日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間にかかる申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)		10/10												
7 が利用者の身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする(幼児及び児童は除く。)また、別表のとおり、面数及び時間の利用制限を行う。		10/10												
7 70歳以上の者が利用するとき。		10/10												
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。		10/10												
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。		10/10												
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合		10/10												
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合		10/10												
8 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき。		10/10												
(1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。		10/10												
(2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。		10/10												
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合		10/10												
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合		10/10												
9 鳥取県が主催する県民スポーツフェスティバルの祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があつたものに限る。		10/10												
10 その他産業及びスポーツの振興を図るために知事が特に必要があると認めたとき。		10/10												
二 設備利用料														
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。		10/10												
—の1～3、—の5～6、—の8～10に該当する場合		10/10												
2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。		10/10												
—の1に該当する場合		10/10												
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、—の1に限るものとする。														
別表 —の6の専用利用における1日当たりの利用制限														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大体育館</td> <td>最大1／3面</td> <td>2時間まで</td> </tr> <tr> <td>小体育館</td> <td>全面のみ</td> <td>2時間まで</td> </tr> <tr> <td>2階ロビー</td> <td>全面のみ</td> <td>2時間まで</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積	時間	大体育館	最大1／3面	2時間まで	小体育館	全面のみ	2時間まで	2階ロビー	全面のみ	2時間まで
区分	面積	時間												
大体育館	最大1／3面	2時間まで												
小体育館	全面のみ	2時間まで												
2階ロビー	全面のみ	2時間まで												

鳥取県立鳥取屋内プールの利用料減免基準

減 免 事 由	減免率
<p>一 施設利用料</p> <p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるもの）とし、入場料又はそれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のため利用するとき。（県内のものに限る。）</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。</p> <p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。</p> <p>エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第39条第1項の規定による講習会等（入场料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。</p> <p>オ 教育に関する活動を行う団体であつて知事が定める基準に該当するものが利用するとき。</p> <p>(ア) 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>(イ) 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>(ウ) 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p> <p>2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入场料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。</p> <p>(ア) 全県の児童・生徒を対象にする場合</p> <p>(イ) 郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合</p> <p>3 障がい者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。</p>	10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/10 10/2 10/10

イ ウエ	療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10 10/10
(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10 10/10
(イ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者	(知的障がい、病弱等に伴つて情緒障がい、	10/10
オ 塞告福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。		10/10
カ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。		10/10
キ ア～カの介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。		10/10
ク 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。		10/10 1/2 10/10
4 児童、生徒又は学生が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。 なは利用者のうち1/2以上が障がい者等の場合	(ア) 利用者のうち1/2以上が障がい者等の場合 (イ) 利用者のうち1/2未満が障がい者等の場合	10/10 10/10 10/10
5 幼児ガーデンを利用するとき。		10/10
6 7歳以上の者が利用するとき。		10/10
7 アイ	70歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	10/10 1/2
7 アイ	(ア) 利用者のうち、1/2以上が70歳以上の者の場合 (イ) 利用者のうち、1/2未満が70歳以上の者の場合	10/10 1/2
7 アイ	要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用の方法で利用するとき。 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	10/10 1/2
7 アイ	(ア) 利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合 (イ) 利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	10/10 1/2
8	鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があつたものに限る。	10/10 1/2
9	その他のスポーツの振興を図るために必要があると認めめたとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10/10 10/10

【資料4】施設の概要

休館日

[鳥取県立鳥取産業体育館]

毎月第4水曜日

午前9時から午後10時まで

[鳥取県営鳥取屋内プール]

年未年始(12月29日～翌年1月3日)

午前10時から午後8時まで(7月～9月 午前9時～午後8時30分まで)

鳥取市へのアクセス

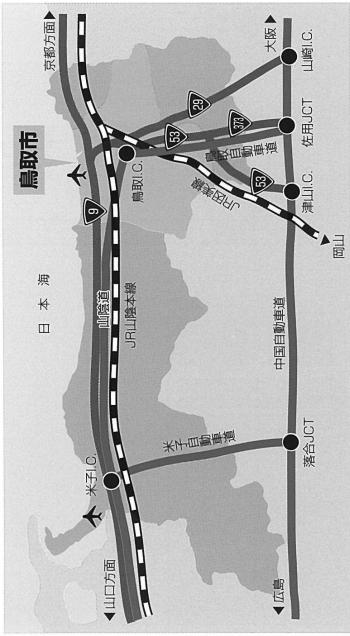
[鳥取県立鳥取産業体育館]
年未年始(12月29日～翌年1月3日)
午前9時から午後10時まで
[鳥取県営鳥取屋内プール]
毎月水曜日 7月20日頃～8月末日の間は無休
年未年始(12月29日～翌年1月3日)

鳥取県立鳥取産業体育館 鳥取県営鳥取屋内プール



t-santai.tottori-sf.net

鳥取市へのアクセス



鳥取駅からのアクセス (JR鳥取駅から徒歩5分)



お問い合わせ

鳥取県立鳥取産業体育館
鳥取県営鳥取屋内プール
鳥取市天神町50-2-50-3
(産業体育館)TEL0857-24-2815 FAX0857-24-2815
(屋内プール)TEL0857-27-6882
URL <http://t-santai.tottori-sf.net/>
E-mail sports@t-santai.tottori-sf.net

FACILITIES

フロアガイド

FLOOR GUIDE

1 大体育館

車両、バスケットン、テニスなどのスポーツの他、展示会やイベントなどが開催できます。テニスやバスケットン教室も行っています。

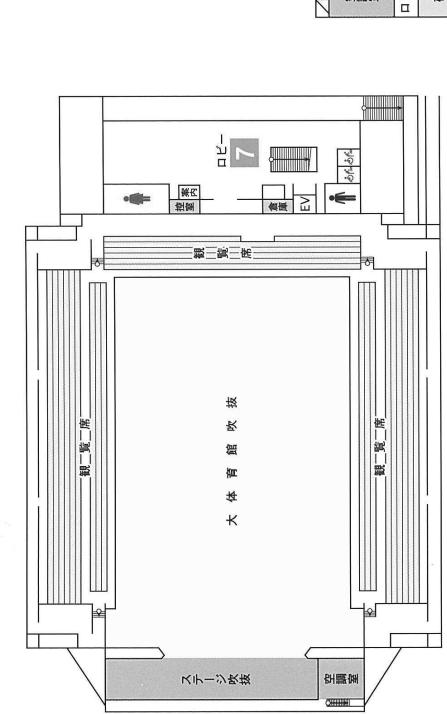
有効面積: 55m×33m=155m²
収容人数: 駐輪場1,900人 移動スタンド903人 フロア1,500人
設備: テニス2面 バスケットボール1面 バドミントン12面 車両24面
ハンドボール1面 バスケットボール1面

2 小体育館

卓球、新体操教室を行っています。気軽に利用できる施設です。楽しく、体を動かします。

有効面積: 26m×7m=42m²
収容人数: フロア400人
設備: テニス1面 バドミントン1面
バスケットボール1面

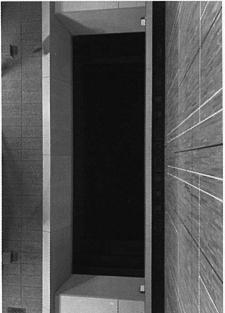
2F



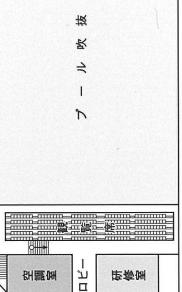
4 会議室

会社の会議などができます。

3 ステージ
筋強りの練習や、居間などの練習などができます。

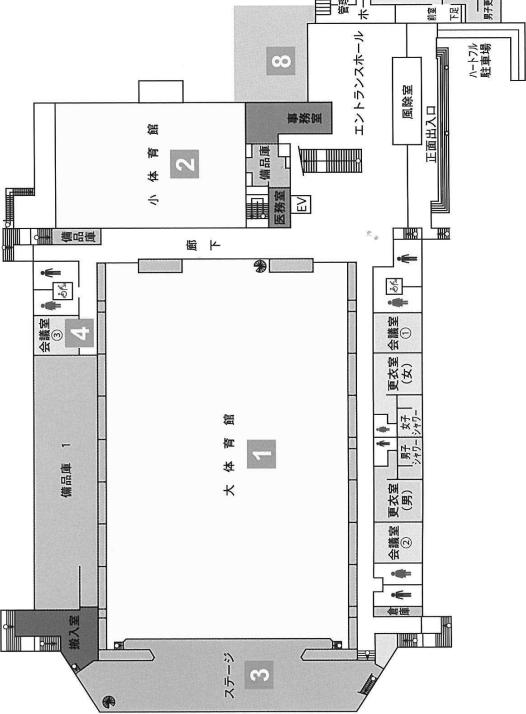


2Fロビー
大体育館・観覧席
控室
研修室
プール・観覧席



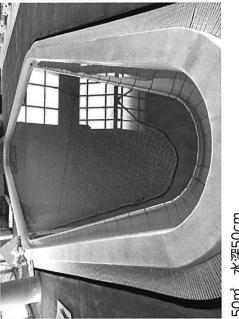
1F

大体育館
小体育館
ステージ
25mプール
小プール
会議室
更衣室
駐車場(130台)



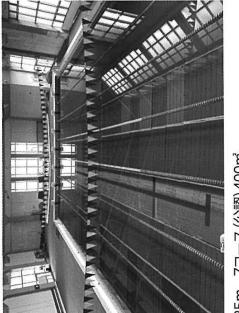
6 小プール

幼児でも足が着く深さで浮き輪(持ち込み)などの使用が可能で
す。



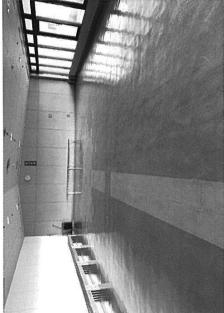
50m 水深50cm

5 25mプール
全7コース、利用者のニーズに合わせたコース選びが出来ます。幼児から大人、障がい者の方まで幅広い層の水泳教室を実施しています。

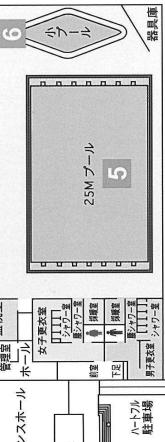


25m 7コース(公認)400m
水深90cm~160cm(フローラル90cm~121cm)
観覧席: 200人 収容 固定席

7 2Fロビー
ダンスの練習や、ヨガなどができる。



8 芝生広場
子どもたちの遊び場など、夏には水遊びができるようになります。



(3)合計

収入(円)		体育館	プール	計
施設使用料	有料	9,708,896	9,730,230	19,439,126
	減免	1,839,149	9,559,530	11,398,679
教室参加料	有料	1,645,215	3,618,975	5,264,190
	減免			0
イベント	有料	162,800	25,500	188,300
	減免			0
計	有料(A)	11,516,911	13,374,705	24,891,616
	減免	1,839,149	9,559,530	11,398,679
自販機手数料収入(B)				1,581,244
雑収入(C)				152,197
合計(A+B+C)				26,625,057

利用者数(人)		体育館	プール	計	合計
施設利用	有料	53,884	30,762	84,646	122,228
	減免	21,575	16,007	37,582	
教室参加者	有料	4,826	5,005	9,831	9,831
	減免			0	
イベント参加者	有料	449	17	466	466
	減免			0	
計	有料	59,159	35,784	94,943	132,525
	減免	21,575	16,007	37,582	
合計		80,734	51,791	132,525	

正味財産増減計算書

【資料6】令和4年度収支状況

一般正味財産増減の部

[00000900] 公益財團法人 鳥取県スポーツ振興会

(0902) 鳥取県スポーツ振興会運営

勘定科目	前月残高	当月借入	当月貸出	当月残高
(正味財産期末残高)				20,622,925

勘定科目	前月残高	当月借入	当月貸出	当月残高	勘定科目	前月残高	当月借入	当月貸出	当月残高
施設使用料収益	17,256,688		2,182,438	19,439,126	施設使用料収益	19,439,126			19,439,126
教室参加料収益	5,236,830		27,360	5,264,190	教室参加料収益	5,264,190			5,264,190
イベント収益	168,800		19,500	188,300	イベント収益	188,300			188,300
事業収益	22,662,318		2,229,293	24,891,616	事業収益	24,891,616			24,891,616
委託料	72,598,000		7,711	72,605,711	委託料	72,605,711			72,605,711
受取補助金等	72,598,000		7,711	72,605,711	受取補助金等	72,605,711			72,605,711
雜収益	151,217		980	152,197	雜収益	152,197			152,197
自販機手数料	1,352,797		228,447	1,581,244	自販機手数料	1,581,244			1,581,244
雜収益	1,504,014		229,427	1,733,441	雜収益	1,733,441			1,733,441
経常収益計	36,764,332		2,466,436	39,230,768	経常収益計	39,230,768			39,230,768
事給料手当	19,000,630	1,976,729		20,977,359	事給料手当	20,977,359			20,977,359
賃金	5,450,540	969,642		6,420,182	賃金	6,420,182			6,420,182
福利厚生費	4,302,298	1,031,740		5,334,038	福利厚生費	5,334,038			5,334,038
報酬		149,829		149,829	報酬	149,829			149,829
職員手当	6,914,095	262,960		7,167,055	職員手当	7,167,055			7,167,055
旅費交通費	142,430	32,165		174,595	旅費交通費	174,595			174,595
通信費	211,231	19,890		231,121	通信費	231,121			231,121
旅費却費		322,286		322,286	旅費却費	322,286			322,286
消耗品費	1,240,071	1,061,845		2,291,916	消耗品費	2,291,916			2,291,916
繕修費	705,100	937,090		1,642,190	繕修費	1,642,190			1,642,190
印刷製本費	390,287	34,253		424,540	印刷製本費	424,540			424,540
燃料費	8,434,810	3,823,494		12,258,304	燃料費	12,258,304			12,258,304
光熱水料費	19,583,593	1,762,052		21,345,685	光熱水料費	21,345,685			21,345,685
賃借料	444,400	81,620		526,020	賃借料	526,020			526,020
保険料	298,697	1,545		300,242	保険料	300,242			300,242
租税公課	3,389,410	585,446		3,974,856	租税公課	3,974,856			3,974,856
事業報酬費	1,038,812	112,500		1,151,312	事業報酬費	1,151,312			1,151,312
手数料	1,207,447	637,299		1,844,746	手数料	1,844,746			1,844,746
委託料	4,283,950	2,178,770		6,462,720	委託料	6,462,720			6,462,720
負担金補助	20,042	2,099		22,141	負担金補助	22,141			22,141
事業経費	77,057,843	15,963,294		93,021,137	事業経費	93,021,137			93,021,137
事業費用計	77,057,843	15,963,294		93,021,137	事業費用計	93,021,137			93,021,137
評損調整前当期経常増減額	19,706,489	15,963,294	2,466,436	6,209,631	評損調整前当期経常増減額	6,209,631			6,209,631
当期経常増減額	19,706,489	15,963,294	2,466,436	6,209,631	当期経常増減額	6,209,631			6,209,631
雑損失	298,702			298,702	雑損失	298,702			298,702
他経常外費用	298,702			298,702	他経常外費用	298,702			298,702
経常外費用計	298,702			298,702	経常外費用計	298,702			298,702
当期経常外増減額	Δ298,702			Δ298,702	当期経常外増減額	Δ298,702			Δ298,702
他会計振替額		247,321	174,301	Δ73,020	他会計振替額	Δ73,020			Δ73,020
税引前当期一般正味財産増減額	19,407,787	16,210,615	2,640,737	5,837,909	税引前当期一般正味財産増減額	5,837,909			5,837,909
当期一般正味財産増減額	19,407,787	16,210,615	2,640,737	5,837,909	当期一般正味財産増減額	5,837,909			5,837,909
一般正味財産期首残高	1,215,138	2,466,436	1,215,138	1,215,138	一般正味財産期首残高	1,215,138			1,215,138
一般正味財産期末残高	20,632,925	16,210,615	2,640,737	7,053,047	一般正味財産期末残高	7,053,047			7,053,047

令和3年度収支状況（鳥取産業体育館・鳥取屋内プール）

(単位：千円)

	科目	金額
収入	施設使用料収益	14,708,243
	教室参加料収益	4,715,801
	イベント収益	78,400
	雑収益	160,411
	自動販売機手数料	1,434,759
	県委託料	指定管理料 66,195,000
		キャッシュレス決済業務 10,370
収入合計		87,302,984
支出	給料手当	21,943,157
	賃金	6,133,698
	福利厚生費	6,069,003
	報酬	141,599
	職員手当	8,255,159
	旅費交通費	181,555
	通信運搬費	224,928
	消耗品費	606,314
	修繕費	1,948,320
	印刷製本費	531,814
	燃料費	10,559,340
	光熱水料費	17,202,514
	賃借料	495,220
	保険料	251,957
	租税公課	3,704,737
	報償費	1,207,312
	手数料	1,472,584
	委託料	6,374,720
	負担金補助	24,130
	備品購入費	250,000
支出合計		87,578,061
収入合計－支出合計		△275,077

令和2年度収支状況（鳥取産業体育館・鳥取屋内プール）

(単位：円)

	科目	金額
収入	施設使用料収益	9,414,129
	教室参加料収益	2,050,235
	イベント収益	90,400
	雑収益	3,550,360
	自動販売機手数料	1,054,851
	県委託料	指定管理料 66,548,355 キャッシュレス委託料 7,046
	収入合計	82,715,376
支出	給料手当	27,294,560
	賃金	1,758,400
	福利厚生費	6,682,339
	職員手当	8,448,792
	旅費交通費	147,450
	通信運搬費	241,882
	消耗品費	2,084,029
	修繕費	2,568,330
	印刷製本費	587,472
	燃料費	4,877,431
	光熱水料費	15,180,093
	賃借料	263,120
	保険料	306,260
	租税公課	4,240,087
	報償費	557,312
	手数料	1,489,372
	委託料	6,397,496
	負担金補助	19,356
支出合計		83,143,781
収入合計－支出合計		△428,405

令和元年度収支状況（鳥取産業体育館・鳥取屋内プール）

(単位：円)

	科目	金額
収入	施設使用料収益	20,934,760
	教室参加料収益	6,444,348
	イベント収益	242,200
	雑収益	261,280
	自動販売機手数料	2,278,826
	県委託料	指定管理料 66,316,654 キャッシュレス決済業務 6,670
	収入合計	96,484,738
支出	給料手当	28,897,400
	賃金	1,795,250
	福利厚生費	7,755,348
	職員手当	10,847,453
	旅費交通費	160,645
	通信運搬費	231,189
	消耗品費	1,181,881
	修繕費	3,323,525
	印刷製本費	893,403
	燃料費	11,544,513
	光熱水料費	21,350,960
	賃借料	47,790
	保険料	320,114
	租税公課	3,569,537
	報償費	786,800
	食糧費	5,184
	手数料	1,789,450
	委託料	6,497,772
	負担金補助	28,125
支出合計		101,026,339
収入合計－支出合計		△4,541,601

○鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

平成9年3月25日
鳥取県条例第1号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例58・一部改正)

(設置)

第2条 集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館(以下「産業体育館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市
鳥取県立米子産業体育館	米子市

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例58・追加、平18条例30・平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例58・追加、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第6条 産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができます。

(平17条例58・旧第3条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ぜることができる。

(平17条例58・旧第4条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第8条 指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例58・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例58・旧第6条繰下・一部改正、平18条例30・平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第10条 産業体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例58・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例58・旧第8条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例58・旧第10条繰下、平18条例30・平26条例10・一部改正)

附 則

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 第9条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成11年3月31日までの間、同条中「財団法人鳥取県体育協会」とあるのは「財団法人鳥取県福祉事業団」とする。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第58号)附則第2項の規定に基づき知事が行った同項に規定する指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、教育委員会が行った行為とみなす。

3 施行日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができます。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施

行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料8】行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 烏取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール

1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間
えびす本郷（株）	清涼飲料水 アイスクリーム	3台 1台	H31.4.1～R6.3.31
鳥取ペプシコーラ販売（株）	清涼飲料水	3台	H31.4.1～R6.3.31
ナショナルベンディング（株）鳥取営業所	清涼飲料水	2台	H31.4.1～R6.3.31
ネオス（株）鳥取営業所	清涼飲料水	1台	H31.4.1～R6.3.31
（株）戸信	清涼飲料水	1台	H31.4.1～R6.3.31
アシード（株）	栄養補助食品	1台	H31.4.1～R6.3.31

2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンター	電力供給のための配電線施設	電柱4本 支線6条	R5.4.1～R10.3.31	年額15,000円
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	公衆電話室設置	2.85m ²	R5.4.1～R10.3.31	年額3,000円
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	電気通信線路設備設置	電柱1本 共架電柱3本	R4.4.1～R9.3.31	年額6,000円
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ ソリューション事業統括本部	電気通信設備設置	共架電柱4本	R4.4.1～R9.3.31	年額6,000円
鳥取市水道事業管理者 水道局	注意喚起看板設置用地	0.5m ²	R4.4.1～R9.3.31	無料
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	指定管理施設職員駐車場	土地12.5m ² ×6区画	R5.4.1～R6.3.31	月額47,400円
一般財団法人鳥取県水泳連盟	事務室	29.20m ²	R5.4.1～R6.3.31	年額 149,400円

【資料9】貸付物品一覧表

備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先	
1	35400775	器械戸棚	木製3面ガラス下戸付4段75×33×160	19800329	60,000	8	鳥取産業体育館
2	35400779	金庫	プラスC-5	19800329	93,600	20	鳥取産業体育館
3	35400786	スペリ台	美濃利	19800329	68,000	3	鳥取産業体育館
4	35400787	監視台	美濃利ステンレス製	19800329	115,000	3	鳥取産業体育館
5	35500569	漏電計	松下BT6001	19810331	50,000	15	鳥取産業体育館
6	40100805	コースロープ巻取器	ABS樹脂ドラム金属部ステンレス25mコースロープ4本収納可	19900329	142,140	3	鳥取産業体育館
7	40301176	パルスクロック	セイコーSPC-708 モニター子時計MT-01	19920305	103,000	3	鳥取産業体育館
8	40602443	汚水用水中ポンプ	エバラ50DSA6.75T	19940919	71,070	15	鳥取産業体育館
9	40900960	バスケットゴール	ゼノーダA100W70	19970401	1,582,000	3	鳥取産業体育館
10	40900961	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
11	40900962	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
12	40900963	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
13	40900964	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
14	40900965	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
15	40900966	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
16	40900967	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
17	40900968	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
18	40900969	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
19	40900970	舞台諸幕	—	19970401	313,000	5	鳥取産業体育館
20	40900971	ステージ階段	7段用	19970401	235,000	15	鳥取産業体育館
21	40905401	プール用不正出発防止用ポール	トップスIND-211 不正出発防止用、アンカーソケット、アンカーロープ	19971128	133,875	3	鳥取産業体育館
22	40905402	プロテクトボード	トロップス	19980316	80,850	3	鳥取産業体育館
23	41101511	バレーボール審判台	ゼノーデLO520	20000331	368,000	3	鳥取産業体育館
24	41601812	オカムラデスク(両袖)	DS03VD-MB51	20040331	58,800	8	鳥取産業体育館
25	41601823	プール用移動式階段	プール用	20040331	231,000	3	鳥取産業体育館
26	41601824	プール用手摺付スロープ	プール用	20040331	194,000	3	鳥取産業体育館
27	41601835	パソコンBIBLO	FMVNB55G	20040331	186,900	6	鳥取産業体育館
28	41601836	パソコンBIBLO	FMVNB55G	20040331	186,900	6	鳥取産業体育館
29	41604078	スポーツタイマー	ナイル ST-7KH	20050331	75,285	3	鳥取産業体育館
30	41604079	コースロープ巻取器	ツカサ LM-155	20050331	120,015	3	鳥取産業体育館
31	41800012	ペースロック	ナイルST-7KH	20060401	99,960	5	鳥取産業体育館
32	41800013	パソコン	PC-VY14MEX	20060401	110,000	5	鳥取産業体育館
33	41801190	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
34	41801191	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
35	41801192	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
36	41801193	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
37	41801194	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
38	41801195	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
39	41801196	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
40	41801197	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
41	41801198	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
42	41801199	バドミントン得点板	ゼノーデS0650	20061013	101,168	3	鳥取産業体育館
43	42001498	卓球台	カワイ KSN-507B	20090130	91,875	3	鳥取産業体育館
44	42001499	卓球台	カワイ KSN-507B	20090130	91,875	3	鳥取産業体育館
45	42001500	卓球台	カワイ KSN-507B	20090130	91,875	3	鳥取産業体育館
46	42001501	卓球台	カワイ KSN-507B	20090130	91,875	3	鳥取産業体育館
47	42002040	卓球台	カワイ	20090306	88,515	3	鳥取産業体育館
48	42002041	卓球台	カワイ	20090306	88,515	3	鳥取産業体育館

49	42002042	卓球台	カワイ	20090306	88,515	3	鳥取産業体育館
50	42102327	大響ブザー	モルテン BHNDX、DTRS	20100127	108,150	3	鳥取産業体育館
51	42102328	大響ブザー	モルテン BHNDX、DTRS	20100127	108,150	3	鳥取産業体育館
52	42102810	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	鳥取産業体育館
53	42102811	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	鳥取産業体育館
54	42102812	バレーボール支柱	セノー DE1030	20100225	306,338	3	鳥取産業体育館
55	42102818	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	鳥取産業体育館
56	42102819	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	鳥取産業体育館
57	42102820	バレーボール支柱カバー(ウレタン製)	セノー DE2000	20100225	138,600	3	鳥取産業体育館
58	42102826	バレーボール審判台	セノー DL0520	20100225	344,400	3	鳥取産業体育館
59	42102827	バレーボール審判台	セノー DL0520	20100225	344,400	3	鳥取産業体育館
60	42103528	バンビ兼用卓球台	ユニバー HL-250 ネット及びサポート	20100301	114,450	3	鳥取産業体育館
61	42103529	バンビ兼用卓球台	ユニバー HL-250 ネット及びサポート	20100301	114,450	3	鳥取産業体育館
62	42103534	ショットクロック(ゲームクロック付)	セノー株式会社 DS2853	20100127	1,953,000	3	鳥取産業体育館
63	42103535	ショットクロック	セノー株式会社 DS3422	20100127	483,000	3	鳥取産業体育館
64	42103536	ショットクロック用支柱	セノー株式会社 DS342279	20100127	168,000	3	鳥取産業体育館
65	42103537	ショットクロック用支柱	セノー株式会社 DS342279	20100127	168,000	3	鳥取産業体育館
66	42103538	電光得点表示装置	セノー株式会社 DS7200	20100323	4,977,000	3	鳥取産業体育館
67	42103539	電光得点表示装置	セノー株式会社 DS7200	20100323	4,977,000	3	鳥取産業体育館
68	42103540	オルタネイティング・ポゼション表示器	セノー株式会社 DS4600	20100323	59,850	3	鳥取産業体育館
69	42103541	オルタネイティング・ポゼション表示器	セノー株式会社 DS4600	20100323	59,850	3	鳥取産業体育館
70	42300713	自走用折りたたみ式シャワーユニット	By Bathお風呂用車いす MH-43 MS-141転倒防止バー	20110911	73,500	10	鳥取産業体育館
71	42300714	自走用折りたたみ式シャワーユニット	By Bathお風呂用車いす MH-43 MS-141転倒防止バー	20110911	73,500	10	鳥取産業体育館
72	42302449	プラスチックロッカー(ベース含む)・キーボード(ベルトタイプ)	株式会社フジ フジプラM10台・フジプラMR30台 株式会社フジ キーオ・メイト	20120315	591,780	8	鳥取産業体育館
73	42400534	プールクリーナー	ドルفينエース	20120730	466,200	10	鳥取産業体育館
74	42403823	プール監視システム(カメラ、レコーダー及びモニター等)	フジオムロ 20-1N573JPV レンズCB TG-102051SPGS-2-21 ゴムH-50GB 2P-02980JL シール LD-46	20130313	1,158,150	5	鳥取産業体育館
75	42502257	CPR-AEDトレーニングシステム	レールダル AEDT-2Lセシアン 11246-300	20131224	330,750	5	鳥取産業体育館
76	42502624	プラスチックロッカー 一式	フジオムロ M(14台)/MR(42台) キーボード フジプラ 塩化ビニル樹脂(本体ケース)(F型)	20140131	828,450	8	鳥取産業体育館
77	42600480	製氷機	福島工業 FIC-A65KT	20140801	248,400	8	鳥取産業体育館
78	42600607	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
79	42600608	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
80	42600609	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
81	42600610	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
82	42600611	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
83	42600612	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
84	42600613	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
85	42600614	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
86	42600615	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
87	42600616	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
88	42600617	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
89	42600618	バドミントン審判台	トーエイライト B-3973	20140905	50,220	8	鳥取産業体育館
90	42700035	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
91	42700036	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
92	42700037	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
93	42700038	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
94	42700039	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
95	42700040	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
96	42700041	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
97	42700042	卓球台	三英 10-605	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
98	42700043	車椅子使用者兼用卓球台	三英 10-306	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館
99	42700044	車椅子使用者兼用卓球台	三英 10-306	20150424	214,380	8	鳥取産業体育館

100	42700229	遮光カーテン	スミノエ ECOソラリス E-3364	20150626	211,680	8	鳥取産業体育館
101	42700796	遮光カーテン	東リ エコシャドーII TKY9314	20151021	437,940	8	鳥取産業体育館
102	42701222	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
103	42701223	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
104	42701224	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
105	42701225	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
106	42701226	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
107	42701227	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
108	42701228	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
109	42701229	コースロープ	ツカサ電工株式会社 TH-11025 フロート TH-110	20151125	68,742	8	鳥取産業体育館
110	42800425	卓球フェンス	カワイ PF-12	20160725	525,690	8	鳥取産業体育館
111	42800567	卓球台	TSP TF-25W	20160829	168,480	8	鳥取産業体育館
112	42800568	卓球台	TSP TF-25W	20160829	168,480	8	鳥取産業体育館
113	42800569	卓球台	TSP TF-25W	20160829	168,480	8	鳥取産業体育館
114	42800570	卓球台	TSP TF-25W	20160829	168,480	8	鳥取産業体育館
115	42800571	卓球台	TSP TF-25W	20160829	168,480	8	鳥取産業体育館
116	50000684	卓球台	三英 IF-VERIC-W 10-306、(付属品)三英 11-530	20171020	181,278	8	鳥取産業体育館
117	50000685	卓球台	三英 IF-VERIC-W 10-306、(付属品)三英 11-530	20171020	181,278	8	鳥取産業体育館
118	50000686	卓球台	三英 IF-VERIC-W 10-306、(付属品)三英 11-530	20171020	181,278	8	鳥取産業体育館
119	50000687	卓球台	三英 IF-VERIC-W 10-306、(付属品)三英 11-530	20171020	181,278	8	鳥取産業体育館
120	50000688	卓球台	三英 IF-VERIC-W 10-306、(付属品)三英 11-530	20171020	181,278	8	鳥取産業体育館
121	50000757	卓球用防球フェンス	三英 防球フェンス 11-012 BF-2 災害時対応タイプ・ファスナー付 (50台分)	20171030	664,038	8	鳥取産業体育館
122	50002381	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
123	50002382	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
124	50002383	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
125	50002384	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
126	50002385	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
127	50002386	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
128	50002387	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
129	50002388	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
130	50002389	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
131	50002390	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
132	50002391	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
133	50002392	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
134	50002393	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
135	50002394	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,924	8	鳥取産業体育館
136	50002395	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
137	50002396	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
138	50002397	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
139	50002398	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
140	50002399	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
141	50002400	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
142	50002401	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
143	50002402	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
144	50002403	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
145	50002404	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
146	50002405	プールフロア(2m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN2 B-3378	20181011	56,923	8	鳥取産業体育館
147	50002406	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
148	50002407	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
149	50002408	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
150	50002409	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館

151	50002410	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
152	50002411	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
153	50002412	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
154	50002413	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
155	50002414	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
156	50002415	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
157	50002416	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
158	50002417	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
159	50002418	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
160	50002419	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
161	50002420	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
162	50002421	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
163	50002422	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
164	50002423	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
165	50002424	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
166	50002425	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
167	50002426	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
168	50002427	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,013	8	鳥取産業体育館
169	50002428	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,012	8	鳥取産業体育館
170	50002429	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,012	8	鳥取産業体育館
171	50002430	プールフロア(3m×1m)	TOEI LIGHT プールフロアN3 B-3379	20181011	80,012	8	鳥取産業体育館
172	50006202	AED	日本光電工業株式会社AED1000 ノック式給油式310V×1、電池パック内蔵式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×1、キーリング式ワード4×1	20200716	143,000	5	鳥取産業体育館
173	50006203	AED	日本光電工業株式会社AED1000 ノック式給油式310V×1、電池パック内蔵式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×1、キーリング式ワード4×1	20200716	143,000	5	鳥取産業体育館
174	50007346	バドミントン器具一式	日本光電工業株式会社B-7940 ノック式給油式310V×1、電池パック内蔵式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×2、レスキューバンドワイヤー式40×1、キーリング式ワード4×1	20210308	482,350	3	鳥取産業体育館
175	50007389	プールフロア(幅200cm×奥100cm)	TOEI LIGHT プールフロアN2 (B3378)	20210316	1,454,200	3	鳥取産業体育館
176	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
177	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
178	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
179	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
180	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
181	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
182	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
183	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
184	—	防球ネット	ゼット株式会社 ZN7503	20220830	48,125	3	鳥取産業体育館
185	50009753	監視台	錦屋産業株式会社 ステンレステニス審判台DX【台】 K-1367L	20230118	190,135	3	鳥取産業体育館

【資料10】リース契約一覧

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	R2.4.1～R6.3.31	賃貸借料17,100円（税別） 保守料別途
パソコン	R3.4.1～R6.3.31	賃貸借料22,200円（税別） 保守料別途

【別添1 1】現状の管理運営の体制

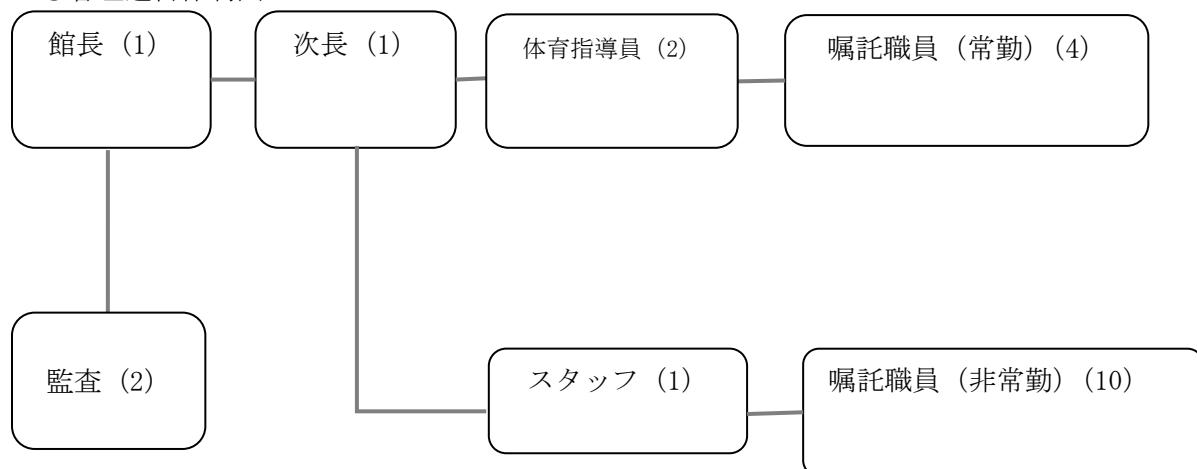
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

① 実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名
- ・管理運営責任者として次長1名
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計17名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）（毎日1～3名）
- ・監事（2名）

○管理運営体制図



② 資格技術者の配置

防火管理者

- ・甲種防火管理者1名

ボイラー技士

- ・2級ボイラー技士1名

危険物取扱者

- ・乙種4類危険物取扱者1名

電気主任技術者

- ・委託先：一般財団法人中国電気保安協会（県外事業者）に委託。

- ・委託期間：H3.1.4.1～R6.3.31

- ・電気主任技術者1名

【資料12】修繕実績

<鳥取産業体育馆・鳥取屋内プール>

平成29年度		平成30年度		令和元年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
1階北側男子トイレ便蓋取替工事	9,180	汲水ポンプ制御盤(No.2)修理	99,360	プールはらみ補修工事	364,500
屋内プールシャワー室シャワー修理	12,420	集熱器温水循環配管漏水応急修理	11,880	駐車場内外灯修理	16,556
屋内プール受水槽1次給水装置修理	12,420	プール照明改修工事	81,097	受水槽他修理	30,240
水飲み器取替工事	178,200	芝張り工事/側面取グリーン	258,658	エントランス系統冷却塔修繕	14,040
女子シャワー室シャワー水栓取替工事	63,180	ろ過機A マンホールバッキン取替工事(バッキン劣化による漏水)	21,600	監視室エアコン水漏修繕	6,480
エレベータ誘導表示板設置工事	38,000	ろ過機B マンホールバッキン取替工事(バッキン劣化予防)	21,600	リソグラフRZ570修理料金	55728
プールアコディオンカーテン設置工事	67,000	ストレージタンク他ボイラー整備	302,400	大体育馆天井照明ランプ交換工事	122,191
メインアリーナ廊下側出入口ドア交換工事	48,600	ボイラー配管修繕	49,680	体育馆アリーナ床補修工事	28,080
ストレージタンク他ボイラー整備	302,400	屋内プール受水槽1次給水装置修理	16,740	1Fホール裏ドア修理	44,000
冷却水ポンプ用電動機取替	199,800	体育馆1F男子トイレ小便器FV漏水修理	11,232	プール安定器交換	50,600
レコーダー修理	68,580	凝集剤注入ポンプ修繕	92,340	プール側動力盤マグネットSW取替工事	130,900
外灯修理	15,530	No.2湧水ポンプ修繕(絶縁抵抗値不良)	216,000	体育馆アリーナ床補修	28,600
冷却水ポンプ用電動機取替	192,985	吸引冷温水機修繕(温水配管漏水の溶接)	37,800	給湯用真空式温水ヒーター修繕	166,650
プール照明絶縁改修工事	114,939	印刷機修理(平歴車交換)	10,908	屋外消火栓設備ホース取替	297,000
誘導タイル張替え工事	237,600	屋外接地端子盤取替工事	23,760	防火設備感知器取替	23,100
		プール照明改修工事	18,694	火災報知器設備感知器取替	184,800
		排煙窓ガラス修理(プール:台風の影響)	236,520	誘導灯器具不良に伴う取替	352,000
		小体育馆暖房ボイラー修繕	155,520	消火栓ポンプ流量試験配管修繕	119,900
		館内案内用カットボード及び外国语表記プレート設置工事	117,720	排煙口開閉不良に伴う修繕	169,400
		屋内プール照明改修工事	31,438	粉末消火器更新及び取替	798,660
		大体放置設備バワーアンブ修理	29,160	防火タンバー取替	173,800
		薬注タンク修繕(凝集剤タンク)	26,352	ステージ排気ファン他改修工事	146,300
		プール男子更衣室空調機修理	73,980		
		鋼製防火戸修理(消防設備不備事項改善)	165,996		
		プールサイド床下ピット内温水配管修理	62,640		
年度合計(15件)	1,560,834	年度合計(25件)	2,173,075	年度合計(22件)	3,323,525

【資料12】修繕実績

<鳥取産業体育馆・鳥取屋内プール>

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
内容	金額(円)	内容	金額(円)	内容	金額(円)
体育馆女子更衣室エアコン修理	47,300	温水循環ポンプ運転動作不良調査	68,200	湧水ポンプ修繕	292,600
大体育馆ステージ建具金物取替工事	19,800	誘導灯バッテリー取替	75,350	冷却塔(CT-2) バラブ交換	13,750
温水循環ポンプ修理	167,200	屋外消火栓箱取替	451,000	7°-ルビ°-カ取替	12,650
暖房用真空式温水ヒーター修繕	159,280	体育馆男子更衣室シャワー水栓修理	13,640	客席誘導灯取替	226,600
高圧ナトリウムランプ、メタルハライドランプ取替工事	478,500	空調機運動作不良調査、修繕作業	58,300	洗面器、給水管、水栓取替	16,500
体育馆高圧ナトリウムランプ、安定器取替工事	148,500	給湯ストレージタンク付安全弁取替	83,600	防水用マホー取替作業、水抜き作業	77,000
屋内プール棟絶縁改修工事	203,500	体育馆北東側空調機本体水漏れ調査及び補修作業	71,500	体育馆女子更衣室空調機修理	66,000
体育馆鋼製建具修繕工事	27,500	プール外部ドアガラス他修繕	41,800	空調機(AC-3) 本体水漏れ調査及び補修作業	77,000
湧水槽・受水槽電極保持器交換工事	40,700	体育馆喫煙所出入口建具取替工事	63,030	体育馆手摺修繕	88,000
プール機械室バランス槽ボールタップ修繕	23,650	体育馆職員出入建具修繕工事	269,500	灯油電磁弁取替	110,000
小プールバランス槽ボールタップ取替	33,000	屋外消火栓配管改修修理	341,000	オイルギアポンプ取替工事(灯油サービスタンク用モーター取替)	319,000
体育馆研修室エアコン修理・換気送風機修繕	214,500	AC-1空調機電動機修繕	363,000	リモコン取替	10,450
体育馆研修室エアコン修理・換気送風機修繕	60,000	煙感知器取替	48,400	ガラス補修(小体育馆・事務室・プール出入口・非常口)	332,640
大体育馆女子トイレ洗面台水栓	44,000				
防火タンバー断線に伴う修繕	85,800				
煙感知器取替・試験調整	48,400				
消火器格納庫取付	26,400				
中庭雨水壁縫漏水修繕	154,000				
体育馆南側屋上コーキング充填工事	27,500				
暖房用・給湯用真空式温水ヒーター修繕	33,660				
給湯用真空式温水ヒーター用油配管流量計取替修繕	262,570				
暖房用真空式温水ヒーター用油配管流量計取替修繕	262,570				
年度合計(22件)	2,568,330	年度合計(13件)	1,948,320	年度合計(13件)	1,642,190